

令和6年12月25日

お客様各位

高岡信用金庫

理事長 永岩 聡

令和6年能登半島地震に関する「各種融資手数料」の免除期間の延長について

このたびの「令和6年能登半島地震」の影響により被害を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

高岡信用金庫（理事長 永岩 聡）は、今般の地震により被害を受けられたお客さま向けに「各種融資手数料」の免除期間を延長致しますのでお知らせいたします。

記

1. 対象となる事務取扱手数料

	対象手数料（1件につき）	免除金額（税込）
証書貸付（事業性）	条件変更手数料	22,000円
証書貸付（消費性）	条件変更手数料	11,000円
証書貸付（住宅ローン）	期限延長・短縮等貸出条件の変更	11,000円

2. 対象となるお客さま

- ・地震により事業に影響を受け、資金繰り支援を必要とする法人・個人事業主さま。
- ・住宅ローン、消費者ローンを借入中で地震の影響により収入が減少し返済が困難となっているお客さま。

3. 取扱期間

変更前：令和6年1月10日（水）～令和6年12月30日（月）

変更後：令和6年1月10日（水）～令和7年9月30日（火）

【本件に関するお問い合わせ先】

高岡市守山町68番地

高岡信用金庫 融資部

0766-23-1224

以上